

証明書の誤発行について

1 覚知日 令和5年11月8日(水) 16時30分頃

2 事案概要

11月1日(水)に本市に郵送による交付請求があった証明書について、同姓同名の別人の証明書を発行し送付していることが、請求者の問い合わせにより判明しましたので、個人情報の漏えい事案として報告します。

3 証明書の種類

「身分証明書」 (別紙：参考様式)

本籍地の市区町村が、以下の3項目の民事処分がないことを証明します。証明書の主な用途は、行政機関等に許認可や資格登録申請の際に個人が請求します。

- (1) 禁治産又は準禁治産の宣告の通知を受けていないこと
- (2) 後見の登記通知を受けていないこと
- (3) 破産宣告又は破産手続開始決定の通知を受けていないこと

4 漏えいした情報の内容

- ・ 誤って発行された証明書に記載された方 …… A (県内在住)
- ・ 誤った証明書を送付された方 …… B (県外在住)

請求とは別人のAさんの身分証明書を、Bさんに送付したことにより、Aさんの本籍、筆頭者、氏名、生年月日等が第三者に漏えいしたことになります。

5 発生原因

証明書発行の手順においては、「申請内容確認・発行指示」(市)⇒「証明書発行」(委託事業者)⇒「証明書・送付先確認」(市)と3工程でのチェックを行っています。証明書発行以降の2工程において確認誤りがあったことが原因です。

6 現在までの対応

11月8日(水)にBさんに事情説明と謝罪を行い、正しい身分証明書を送付しています。誤発行したAさんの証明書は市に返送されています。

11月15日(水)にAさんに事情説明と謝罪を行っています。

7 再発防止の取り組み

証明書発行手順に関して課内職員を対象に改めて研修を行い、正確な確認作業の実施について徹底を図ります。

身分証明書

本籍 兵庫県加古川市 番地

筆頭者

氏名

生年月日

1. 禁治産又は準禁治産の宣告の通知を受けていない。
1. 後見の登記通知を受けていない。
1. 破産宣告又は破産手続開始決定の通知を受けていない。

上記のとおり証明する。

令和 年 月 日

兵庫県加古川市長